

その変更！手続きは済みましたか？

住宅



建築物省エネ法（住宅） 「適合性判定通知」 受理後の 変更にご注意!!

「適合性判定通知」を受けた後、省エネ性能に関わる部分に変更が生じた場合は、完了検査前までに必要な手続きを行ってください。

- ・ 完了検査では、外皮・設備等の省エネ性能も検査対象です。
- ・ 手続き未実施で変更が確認されると、検査済証の発行が遅れます！

※「性能向上計画認定」または「低炭素建築物認定」を受けた建築物については、それぞれの認定制度に基づき、別途変更手続きが必要となります。

変更の種類	変更の内容・工事への影響
計 画 変 更	○ 適合性判定通知書（計画変更）を受けるまで工事ができません。 ・ 建築基準法の用途の変更 ・ 評価方法の変更（標準計算 ⇄ 標準計算＋仕様基準）
軽微な変更 A	○ 工事継続可能。 ○ 建築基準法の完了検査申請時に「軽微な変更説明書」と関係図書を添付してください。
軽微な変更 B	○ 工事継続可能。 ○ 建築基準法の完了検査申請時に「軽微な変更説明書」と関係図書を添付してください。 ※必ず事前にご相談ください
軽微な変更 C	○ 工事継続可能。 ○ 建築基準法の完了検査申請前に「軽微変更該当証明」の手続きを行い、建築基準法の完了検査申請時に軽微変更該当証明書（写し）を添付してください。

※変更の詳細は、裏面をご覧ください。

【計画変更】

次のケースに該当し、再計算により省エネ基準に適合する場合

- ・建築物の用途の変更
- ・評価方法の変更

【標準計算 ⇔ 標準計算（外皮）＋仕様基準（設備） ⇔ 仕様基準（外皮）＋標準計算（設備）】

【軽微な変更 A】 省エネ性能が向上する変更（外皮・設備効率の向上等）

ルート A

次のイからニまでに該当する場合

- イ 外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る）、又は開口部面積が増加しない変更
- ロ 通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
- ハ 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更含む）
- ニ エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設

【軽微な変更 B】 一定範囲内の省エネ性能が低下する変更

ルート B

次のイ又はロに該当する場合

イ 床面積

主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を越えない増減

ロ 外皮

外皮面積の合計に変更がなく、変更前の外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率が基準値の0.9倍以下の場合に、次の（イ）から（二）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更

- （イ）開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を越えない変更
- （ロ）変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を越えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更
- （ハ）変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100を越えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更
- （二）基礎断熱の基礎形状等の変更

【軽微な変更C】 再計算によって基準適合が明らかとなる変更で、計画変更に至らないケース

ルート C

再計算によって基準適合が確認でき、計画変更に該当しない軽微な変更については、「軽微変更該当証明」によりその該当性の証明を受ける必要があります。

用 途	問い合わせ窓口			
戸建て住宅 （併用住宅※を含む）	中部事務所	TEL.054-202-5572	甲府事務所	TEL.055-236-8655
	西部事務所	TEL.053-459-2070	袋井支所	TEL.0538-45-1720
	東部事務所	TEL.055-928-7005	富士支所	TEL.0545-67-8000
長屋・共同住宅	住宅部	評価業務課	TEL.054-202-5573	
非住宅・複合建築物	住宅部	省エネ課	TEL.054-202-5581	

※併用住宅の非住宅部分の省エネ計算方法により審査窓口が異なる場合があります。詳しくは各窓口にお問合せください。